

6 豊農委第 20－1 号
令和 6 年 5 月 22 日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様
豊前市監査委員 郡司掛八千代 様

豊前市農業委員会
会長 松 本 克 己

定期監査等の結果について(回答)

令和 6 年 3 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 農地の保全について

農業委員会では農地法に基づき、農地利用の集積化を推進している。令和 5 年度末における最適化活動の目標は集積率 60%を掲げていたが、52.1%と目標を下回る見込みとなった。農業従事者の高齢化、後継者の不足等により農家人口が減少しているため、農地の集積及び遊休農地の発生抑制や解消に向けた取り組みが急務となっている。

農地法第 2 条の 2 では「農地の所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と定められている。農地について権利を有する者の責務について対象者への周知に努められたい。

また、農業委員等の活動の効率化、負担軽減となるよう、令和 4 年度末に購入したタブレット端末の活用を図り、地域の貴重な資源である農地を最大限に有効活用する農地保全の取組の強化を図られたい。

【措置内容】

標記のご指摘を受け、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を図り、農地の権利を有する者へ効率的な利用を周知するとともに、集積や遊休農地発生抑制、解消に向け導入したタブレット端末を有効活用し、農地保全の取り組みについて更なる強化を図ります。

2. 農地利用最適化推進委員の選任事務手続きについて

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、農業委員会に関する法律第18条第4項に該当している場合、推進委員となることができないため、候補者については該当の有無を調査しているが、一部起案及び調査結果が確認できないものがあつた。農業委員会に関する法律第18条第4項に該当していないことは推進委員の要件のひとつのため、適切な事務手続きのうえ候補者の要件を証明書により確認し、その個人情報については適正な取扱いをされたい。

【措置内容】

標記のご指摘を受け、再度、関係者の該当の有無を調査し、農業委員会に関する法律第18条第4項に該当していないことを証明書により確認いたしました。

今後、文書管理等を徹底し適正な事務処理を行います。